

証券コード 5836
(発送日) 2023年3月14日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月7日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
代表取締役社長 戸 敏

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://a-gent.co.jp/>

電子提供措置事項は、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスのうえ、「コード」に当社証券コード「5836」または「銘柄」に「エージェント・インシュアランス・グループ」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、ご確認くださいませ。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年3月29日（水曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール6 B
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第 1 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第 2 号 議 案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及等により、経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、変異株の発生による感染の再拡大、また、ウクライナ情勢の悪化等の地政学情勢の変動や物価の高騰、円安の急激な進行等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このような経済環境のもと、当社グループは持続的な成長を実現するため、国内・海外とも、引き続きWebによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れるとともに、AIやIT技術を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

当社グループは「お客様の利益創出に最善を尽くす～Doing Our Best On Your Behalf～」を企業理念に掲げ、契約からアフターフォローにいたるまで全て一貫したサービスを提供しております。「企業が売りたい商品・サービス」ではなく、「お客様から求められる商品・サービス」を提供することを軸に事業を行っており、「保険業界における販売インフラの変革」を通じて、お客様が安心して保険に加入し続けられる社会の実現を目指しております。また、経営の存続が難しい中小保険代理店を積極的に受け入れ、「保険代理店支援プラットフォーム」という仕組みを通じて、営業・事務両面からのサポート体制、月1回の勉強会の開催、E-Learningを活用した研修支援、FP・AFP資格を持った営業社員同行支援等を行い、保険業法や各保険会社の規則に則った保険契約更新や募集行為の継続をサポートしております。このような取組みを通じて、「保険業界における販売インフラの改革」を推進するとともに、より効率的にマーケットの拡充を図っております。

当連結会計年度は、新たに3つの拠点を新設し、拠点数は国内外合わせて23拠点となりました。また、「保険代理店支援プラットフォーム」を通じて合流した保険募集人（パートナー社員及び勤務型代理店）は、311人となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は、新型コロナウイルス感染症及びその変異株の影響を受けつつも、引き続きWebによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れて、メール、Web等を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてきたことにより、3,267,913千円（前連結会計年度比12.5%増）となり、営業利益は197,441千円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。

経常利益は、社史の広告掲載に伴う協賛金収入1,681千円等を営業外収益に計上し、上場関連費用7,048千円等を営業外費用に計上した結果、187,780千円（前連結会計年度比14.4%

減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、社有車の売却に伴う固定資産売却益684千円を特別利益に計上し、旧基幹システムの除却等に伴う固定資産除却損11,433千円や社有車のリース解約損2,050千円を特別損失に計上した結果、112,401千円（前連結会計年度比27.6%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

・国内事業

日本国内においては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響及び世界的なインフレ、金利上昇等による急激な円安、物価の上昇により、個人消費が落ち込む等の悪影響が出ました。新型コロナウイルス感染症については、未だ感染収束の時期を見通すことができない状況が続いております。

このような環境下で、2020年度より取組みを始めたオンライン面談の強化を図り、Webを活用したサービスの提供、SMSを活用したご契約者様へのアフターフォロー等、DXへの取組み強化に努めてまいりました。また、2022年10月の火災保険料の改定、契約期間の短縮等に伴い、駆け込みで火災保険長期契約の申込みが大幅に増加し、損害保険の売上が伸長しました。当社ビジネスモデルの根幹である事業承継（中小代理店の合流）においては、従来の「支店」開設に加えて、昨年度よりローコストオペレーションの小規模拠点として、「支社」の新設を進めており、本社営業部 東京東支社（5月）、仙台支店 福島支社（5月）、仙台支店 仙台南支社（10月）の3支社の新設に成功しました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は、火災保険の長期契約化による保険契約の大幅な増加等により、3,095,000千円（前連結会計年度比12.3%増）となり、セグメント利益は166,708千円（前連結会計年度比12.8%減）となりました。

・海外事業

米国においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、昨年度に続き、お客様とのオンライン面談などで接点を強化し、損害保険を中心に売上が好調に推移いたしました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は、損害保険による手数料収入等により、172,912千円（前連結会計年度比16.0%増）となり、セグメント利益は21,071千円（前連結会計年度比25.2%減）となりました。

<事業別の営業収益>

事業区分	第21期 (2021年12月期)		第22期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内事業	2,756,877千円	94.9%	3,095,000千円	94.7%	338,123千円	12.3%
海外事業	149,075	5.1	172,912	5.3	23,836	16.0
合計	2,905,953	100.0	3,267,913	100.0	361,959	12.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は81,161千円であり、セグメントごとの設備投資状況について示すと、以下のとおりであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）への投資を含んでおります。

当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

(国内事業)

さらなる保険市場拡大及びIT戦略の強化を目的とする基幹システム開発等に59,480千円、社用車の取得に9,333千円、新規事務所等の内部造作に1,213千円の設備投資を実施いたしました。

(海外事業)

米国会計基準を適用している在外連結子会社において「リース会計」（ASC第842号）を当連結会計年度の期首から適用したことにより、リース契約についてリース資産の計上が必要となったことから11,135千円が発生いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より100,000千円の長期借入金の資金調達を行いました。また、2022年12月21日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、206,080千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2019年 12月期	第20期 2020年 12月期	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	—	—	2,905,953	3,267,913
経 常 利 益 (千円)	—	—	219,303	187,780
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	155,188	112,401
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	78.94	56.87
総 資 産 (千円)	—	—	1,502,801	1,904,660
純 資 産 (千円)	—	—	763,755	1,095,635
1株当たり純資産 (円)	—	—	388.48	473.07

(注) 1. 第21期より連結計算書類を作成しておりますので、第20期以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

3. 当社は、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2019年 12月期	第20期 2020年 12月期	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期 (当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	1,700,068	2,151,107	2,586,478	2,921,835
経 常 利 益 (千円)	124,203	130,417	130,937	91,713
当 期 純 利 益 (千円)	76,548	88,456	92,149	47,220
1株当たり当期純利益 (円)	43.25	46.05	46.87	23.89
総 資 産 (千円)	722,908	1,007,684	1,150,318	1,459,079
純 資 産 (千円)	238,378	570,462	662,611	915,912
1株当たり純資産 (円)	134.68	290.16	337.04	395.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
2. 2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社等及び子会社の状況

① 親会社等の状況

当社の「その他の関係会社」である住友生命保険相互会社は、当社の株式881,500株（出資比率38.06%）を保有いたしております。当社は住友生命保険相互会社の企業グループの中で、乗合保険代理店として保険募集業を行う企業という位置づけであります。当社以外には、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティングが同事業を行っております。それぞれの会社が別々の営業チャネルにおいて保険募集を行っており、各社の業績が当社の業績に大きな影響を与える可能性は低いものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社保険ショップエージェント	10百万円	100%	保険代理店
Agent America, Inc.	2千US\$	100%	保険ブローカー業

(4) 対処すべき課題

① コンプライアンス推進及び内部統制の強化

当社は、お客様本位の業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー）に則り、業務品質、募集品質の更なる向上を図るとともに、改正保険業法で求められる体制整備の強化に取り組んでまいります。さらに、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を目的に、透明で健全性の高い企業経営を目指し、内部統制の強化を図ります。

② 継続的な人財の確保と育成

事業承継を通して事業が拡大していく上で、各拠点における人財の採用と育成は引続き重要課題です。人財採用につきましては、ブランディング強化を行うとともに、リファラル採用にも積極的に取り組み、当社のミッション、ビジョンに共感できる優秀な人財、特に将来の部支店のリーダーとなりうる営業人財、営業サポート人財の採用に注力いたします。

人財育成におきましては、社内研修制度「Agent Business School」にて目指すべき人財レベルを定め、全部署におけるスタンダードレベルの向上を図ります。また、財産管理を軸としたFPコンサルティングは、他社との差別化を図る上で必須のスキルであるため、「AFP（※）資格支援制度」を制定し、AFP認定者をより一層輩出してまいります。

③ デジタル戦略の強化

新型コロナウイルス感染症による影響が続く環境下において、デジタル戦略を強化し、顧客データの戦略的活用、財務・会計との連携強化を図るべく、基幹システムの改良を行ってまいりましたが、更なる改良を重ね、生産性のより一層の向上を図ります。また、Web等を活用したオンライン商談（非対面募集）や募集人とのWeb面談による活動管理、E-Learningシステム等を活用した教育を推進して営業活動の変革（対面募集を超える感動の提供）を図ります。

④ システムリスクへの対応

当社は生産性向上の観点より当社基幹システムの改修によるレベルアップを通じて、データベース・マーケティングによる営業活動を推進することとしておりますが、当社が保有する顧客情報の保護のためにシステムの安全性の確保と強化は重要な課題です。当社は、世界的にセキュリティレベルに定評のあるアマゾンウェブサービス（AWS）を利用して顧客情報を管理しておりますが、不正アクセス等のサイバー攻撃が想定されるリスクは完全にゼロにすること

はできないとの認識のもと、各種のセキュリティ対策を実施するとともに定期的な運用の見直しを行っております。

⑤ 事業承継マーケットの競争への対応

昨今、中小規模の保険代理店をめぐる統廃合の動きは加速しており、業界他社と、事業承継ビジネスにおいて競合するケースが一定程度発生しています。当社は、「保険代理店支援プラットフォーム」として強みである強力なサポート体制を構築して事業承継を展開しておりますが、競争環境において、業界他社を上回る成長を実現するために、「保険代理店支援プラットフォーム」の更なる強化と魅力の向上に加え、企業ブランディングの強化に取り組んでまいります。

⑥ 財務上の課題

当社は、主として運転資金の充実化を目的とした金融機関から借入れはあるものの、基本的に自己資金及び営業キャッシュ・フローによる安定的な財務基盤を確保しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の確保と、金融機関からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

※ AFP・・・Affiliated Financial Plannerの略で、日本FP協会が認定するファイナンシャルプランナーの国内民間資格のことを指します。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業区分	事業内容
国内事業	日本国内における保険代理店業務
海外事業	海外における保険ブローカー業

(6) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都新宿区
本 社 営 業 部	東京都新宿区
本社営業部 東京東支社	東京都墨田区
本社営業部 春日部支社	埼玉県春日部市
川 崎 支 店	神奈川県川崎市中原区
茨 城 支 店	茨城県水戸市
神 奈 川 北 支 店	神奈川県相模原市中央区
神 奈 川 支 店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
東 京 北 支 店	東京都豊島区
東 京 西 支 店	東京都昭島市
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
仙 台 支 店	宮城県仙台市若林区
仙台支店 仙台南支社	宮城県仙台市太白区
仙台支店 福島支社	福島県福島市
宮 城 北 支 店	宮城県登米市
大 阪 支 店	大阪府吹田市
別 大 支 店	大分県大分市
別大支店 中津支社	大分県中津市
別大支店 日田支社	大分県日田市
鹿 児 島 支 店	鹿児島県鹿児島市

② 子会社

株式会社保険ショップエージェント	熊本県熊本市
Agent America, Inc.	米国カリフォルニア州トーランス、カリフォルニア州サンノゼ、テキサス州フリスコ

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	139 (280) 名	9名増 (39名増)
海外事業	6 (1)	1名増 (0名増)
合計	145 (281)	10名増 (39名増)

(注) 使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員）は最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136 (277) 名	10名増 (39名増)	38.3歳	4.9年

(注) 使用人数は就業員数（当社から当社グループ外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員）は最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	217,257千円
株式会社商工組合中央金庫	18,550千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年12月22日付で、名古屋証券取引所メイン市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,864,000株
- ② 発行済株式の総数 2,316,000株
- ③ 株主数 1,299名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	881,500株	38.06%
株 式 会 社 ザ ・ フ ァ ー ス ト ド ア	363,100	15.67
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	196,000	8.46
川 野 潤 子	66,650	2.87
株 式 会 社 S B I 証 券	60,600	2.61
一 戸 敏	44,400	1.91
高 橋 真 喜 子	35,500	1.53
富 野 喜 幸	35,400	1.52
東 京 海 上 日 動 あ ん し ん 生 命 保 険 株 式 会 社	35,000	1.51
篠 原 敬 一	25,000	1.07

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

2022年12月21日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は350,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	唐 津 敏 徳	—
代 表 取 締 役 社 長	一 戸 敏	株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役 <担当> 内部監査部管掌
取 締 役	栗 原 喜 子	篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 第一東京弁護士会 常議員 第一東京弁護士会 広報・調査室 室長
取 締 役	渡 邊 徳 人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA, INC. 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 税理士法人渡邊リーゼンバーク 税理士
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 山 潔	株式会社保険ショップエージェント 監査役
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 勉	住友生命保険相互会社 代理店事業部長代理 兼 事業 企画部長代理
取 締 役 (監査等委員)	橘 内 進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役

- (注) 1. 当社は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役（監査等委員）森山潔氏、茂木勉氏及び橘内進氏は社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）橘内進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために森山潔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役（監査等委員）森山潔氏、茂木勉氏及び橘内進氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において決議した「取締役会の構成、取締役・執行役員の選解任および報酬等にかかる方針」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針を定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、企業経営への貢献度をもって支払うことを基本方針としております。具体的には、各取締役及び執行役員の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、個々の取締役及び執行役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定するものとし、当社の業績等も踏まえ、各人の役職、職責、貢献度等に応じて決定します。なお、執行役員の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定しております。

また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が緊密に連携し、一体となった事業運営を展開し、企業価値の増大に取り組んでおります。従って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、業績の達成度により大きく変動する賞与や長期インセンティブプラン（株式報酬等）のような「業績連動報酬」を採用せず、「月例の固定報酬としての基本報酬のみ」とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。なお、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員会で協議の上決定するものとします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	67,972千円 (4,950)	67,972千円 (4,950)	－千円 (－)	－千円 (－)	8名 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監 査 役 （うち社外監査役）	1,350 (1,350)	1,350 (1,350)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	76,522 (13,500)	76,522 (13,500)	－ (－)	－ (－)	14 (9)

(注) 1. 上表には、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお当社は、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、退任した監査役3名のうち2名は新たに取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

＜監査等委員会設置会社移行前＞

取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2006年5月27日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

＜監査等委員会設置会社移行後＞

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役年額5千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	栗 原 喜 子	篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 第一東京弁護士会 常議員 第一東京弁護士会 広報・調査室 室長
社外取締役	渡 邊 徳 人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 税理士法人渡邊リーゼンバーグ 税理士
社外取締役 (常勤監査等委員)	森 山 潔	株式会社保険ショッピングエージェント 監査役
社外取締役 (監査等委員)	茂 木 勉	住友生命保険相互会社 代理店事業部長代理 兼 事業企画部長代理
社外取締役 (監査等委員)	橘 内 進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役

(注) 1. 住友生命保険相互会社は当社の発行済株式の38.06%を保有しております。

2. その他の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原喜子	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席しました。弁護士として法律に関する専門的な知識及び実務経験等を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督機能の強化に資することを期待しております。関連法令と社内規程との抵触の問題、内部統制やリスク管理体制の整備、関連当事者との間の利益相反の管理等について、問題提起を行い事実関係について説明を求めるなどして、適法性の確認や、問題がある場合にはその旨を指摘する役割を担う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。
社外取締役 渡邊徳人	2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。税理士等としての税務、財務及び会計に関する高い見識・専門性と豊富な経験、及び上場会社の代表取締役としてガバナンス体制を自ら牽引して構築してきた経験を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から当社のより一層のガバナンス強化に資することを期待しております。上場会社に求められる適切なガバナンス体制を構築するうえで有用な助言を行う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、本委員会の議事進行を行うとともに、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 森 山 潔	2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。監査業務の豊富な経験と高い見識及び生命保険会社の経営経験から、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場で社外取締役（常勤監査等委員）として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行うことを期待しております。 当事業年度において開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、常勤監査等委員として当社全部門への往査を実施するとともに、社内重要会議への出席、稟議書類の査閲、交際費費消状況監査を都度行い、それらの結果について、毎月開催する監査等委員会において報告・共有を行っているほか、代表取締役社長との面談を月1回、取締役(社外取締役を含む)との面談も不定期で行っております。期末監査については、計算書類の監査を行うとともに、業務監査、内部統制監査の結果を監査報告としてまとめ、監査等委員会にて審議・決議しております。さらに、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 取締役会では、監査等委員会での審議・決議内容の報告を行っているほか、取締役会でのその他の決議事項についても積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。常勤監査等委員として、役員の指名・報酬に関する事項について監査等委員会と業務執行側との意見交換並びに監査等委員会としての意見形成に寄与し、役員の指名・報酬に関する監督機能の強化に資する役割も担っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 茂 木 勉	2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。生命保険会社での豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有し、保険業界、保険代理店業界の動向等にも精通しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役（監査等委員）として監査体制の強化や専門的な見地から、取締役会や監査等委員会のみならず折々での有益な意見陳述に期待すると同時に、森山常勤監査等委員の監査報告等に適宜助言を行うことを期待しております。当社の内部統制の構築や各種規程の制定・改廃等に対して適宜助言等を行っており、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当事業年度において開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 さらに、監査等委員会の他に、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （監査等委員） 橘 内 進	2022年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しました。公認会計士として専門的な知識及び実務経験等と、上場会社の社外監査役としての経験を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役 監査等委員として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行うことを期待しております。特に、上場会社のコーポレート・ガバナンス、財務会計、グローバルの分野においては、他の取締役の意思決定や監査等委員の監査等の補助・参考になるような情報提供やアドバイスの役割を期待しております。取締役会での当社の四半期及び月次の決算報告や当社のガバナンス体制に対して適宜助言等を行っております。当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当事業年度において開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 さらに、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。

（注）監査等委員会設置会社移行前の期間において、森山潔氏及び茂木勉氏は、当社の社外監査役に就任しておりましたが、当該期間開催の取締役会4回のうち森山潔氏は4回、茂木勉氏は4回出席し、また、当該期間開催の監査役会3回のうち森山潔氏は3回、茂木勉氏は3回出席し、各々専門の見地から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、当社における重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、常勤取締役・常勤監査等委員・上級執行役員・執行役員・国内子会社取締役社長で構成されるイノベーション会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行う。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、取締役及び独立性を有する社外役員である委員3名以上で構成される指名・報酬委員会における助言・提言を得ることで、経営の客観性・透明性を確保する。
- ロ. 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ハ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するに当たり「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を遵守し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に違反する行為を未然に防ぎ、是正するため、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設ける。当該通報窓口につき、通報者の匿名性を確保するとともに、通報を行ったことを理由とした通報者への不利益な扱いを禁ずる。
- ニ. 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種規程の遵守ならびに浸透を図る。遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- ホ. 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ヘ. 当社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備・強化及び問題点の把握に努めること、又会社全体におけるリスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。

② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 事業活動に際し当社全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ロ. 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき、各取締役の職務分掌権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ハ. 職務執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規則に基づく組織機構の変更を行うことができる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対し、リスク管理に関する規程等を策定させ、リスク管理体制の有効性について定期的にレビューを行う。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対し、連結ベースにて経営計画を策定させ、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。

二. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に対し、原則として取締役及び監査等委員を派遣し、当該取締役及び監査等委員が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。また、子会社の業務活動全般も当社の内部監査部による内部監査の対象とする。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。

また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と取締役会が協議の上、補助する使用人を置く。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織とする。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得るなどの方法により、業務執行者からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従い、職務を遂行し、適切な監査が行われるよう努める。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

また、当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

当社は、本項目に定める報告等が行われたことを理由として、当該報告等を行った者をいかなる意味においても不利益に取り扱わないものとする。

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員である取締役は、必要に応じて、イノベーション会議等の重要な会議に出席することにより、当社の財務状態、事業の状況、法令遵守状況等を自ら確認することができる。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 適正な財務報告を確保するため、信頼性のある計算書類の作成に必要な組織の構築及び人材の確保・配置を行う。
- ロ. 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減させるため、権限及び職務分掌の明確化ならびに関連規程及び関連マニュアル等の整備に取り組む。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- イ. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み、コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催するとともに、当事業年度は当社グループの社員を対象にして、法令遵守に向けた研修を実施いたしました。また、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定して意識向上を図るとともに、他者を介在せず、匿名で通報できる体制として内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

②リスク管理体制、リスク管理に関する取り組み

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催し、当社グループの様々なリスクについて分析・対応を検討するとともに、予見される各リスクに対して、予め定められた各担当部署がそれぞれリスク低減に努めてまいりました。また、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定して業務上でのリスク対応方法を明確にし、リスクマネジメント体制の強化を図っております。

③子会社における業務の適正の確保

子会社管理規程の運用および子会社の規模に応じた権限明細の作成など、子会社における業務の適正を確保する仕組みを定めております。また、内部監査規程に基づき、当事業年度は内部監査部における当社内部監査を全拠点、子会社への監査を2社に対し実施いたしました。定期的な内部監査ならびに継続的な業務改善指導を行いつつ、監査等委員監査と連携することにより、法令・定款ならびに社内規則遵守の更なる運用徹底を図っております。

④監査等委員監査の実効性確保、監査等委員の管理体制

当事業年度は監査役会を3回、監査等委員会を11回開催し、取締役会での審議内容につき検証いたしました。また、監査等委員・内部監査部と会計監査人との会合を、四半期毎に開催いたしました。監査等委員はそれぞれ外部機関から情報収集に努めるとともに、常勤監査等委員は子会社の監査役を兼務するなど、グループ内業務監査の実効性確保に努めました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

将来的には、財政状態及び経営成績等を勘案して、各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。内部留保の充実をはかり財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大や競争力の維持・強化を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えており、当事業年度においては配当を実施いたしませんでした。当社は今後もグループ全体の業績を向上させることにより、配当実施を含めた検討を行い、株主還元・利益配分を将来にわたり着実に増加させる努力を継続し、株主価値向上を目指します。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人財の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針です。

（注）事業報告に記載の金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,414,633	流 動 負 債	672,893
現金及び預金	946,075	短期借入金	50,000
売掛金	410,403	1年内返済予定の長期借入金	54,542
前払費用	44,116	リース債務	6,967
その他	14,038	営業未払金	374,621
固 定 資 産	490,027	未払費用	34,566
有形固定資産	52,882	未払法人税等	39,845
建物	42,484	未払消費税等	48,858
車両運搬具	3,767	預り金	19,532
工具、器具及び備品	1,458	代理店手数料返金負債	43,158
土地	642	その他	800
リース資産	4,530	固 定 負 債	136,131
無形固定資産	368,716	長期借入金	131,327
ソフトウェア	135,968	リース債務	4,804
ソフトウェア仮勘定	20,492	負 債 合 計	809,025
顧客関連資産	205,704		
その他	6,552	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	68,427	株 主 資 本	1,079,019
投資有価証券	81	資 本 金	334,304
出資金	40	資 本 剰 余 金	243,787
長期前払費用	1,216	利 益 剰 余 金	500,928
長期貸付金	662	その他の包括利益累計額	16,615
敷金及び保証金	29,701	為替換算調整勘定	16,615
繰延税金資産	28,672	純 資 産 合 計	1,095,635
その他	8,554		
貸倒引当金	△500	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,904,660
資 産 合 計	1,904,660		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
営業	営業	収益	費用			3,267,913
営業	営業	利益	益			3,070,472
営業	業 外	収 入	益			197,441
	受取	利	息			35
	受取	配当	金			508
	受取	保険	金			989
	協賛	金の	収 入			1,681
	そ の	の	他			325
営業	業 外	費 用				3,541
	支払	利	息			1,449
	上場	関 連	費 用			7,048
	株式	交 付	費 用			4,594
	そ の	の	他			109
経特	常 別	利 益	益			13,201
特	固 定	資 産	売 却			187,780
	別 損	失				684
	固 定	資 産	除 却			684
	り 一	ス 解	約 損			11,433
						2,050
税金等調整前当期純利益						13,483
法人税、住民税及び事業税						174,981
法人税等調整額						66,771
当期純利益						△4,191
親会社株主に帰属する当期純利益						62,579
						112,401
						112,401

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本 合 計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	231,264	140,747	388,526	760,538	3,217	3,217	763,755
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	103,040	103,040		206,080			206,080
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			112,401	112,401			112,401
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当期変動額(純額)					13,398	13,398	13,398
当 期 変 動 額 合 計	103,040	103,040	112,401	318,481	13,398	13,398	331,879
当 期 末 残 高	334,304	243,787	500,928	1,079,019	16,615	16,615	1,095,635

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,026,481	流 動 負 債	455,834
現 金 及 び 預 金	668,060	短 期 借 入 金	50,000
売 掛 金	308,875	1年内返済予定の長期借入金	29,988
前 払 費 用	37,990	営 業 未 払 金	219,554
そ の 他	11,554	未 払 費 用	27,644
固 定 資 産	432,597	未 払 法 人 税 等	24,059
有 形 固 定 資 産	47,681	未 払 消 費 税 等	45,247
建 物	41,813	預 り 金	15,410
車 両 運 搬 具	3,767	代理店手数料返金負債	40,726
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,458	そ の 他	3,202
土 地	642	固 定 負 債	87,331
無 形 固 定 資 産	250,929	長 期 借 入 金	82,527
ソ フ ト ウ エ ア	135,968	リ ー ス 債 務	4,804
ソフトラウェア仮勘定	20,492		
顧 客 関 連 資 産	87,917	負 債 合 計	543,166
リ ー ス 資 産	6,552		
投 資 そ の 他 の 資 産	133,986	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	81	株 主 資 本	915,912
関 係 会 社 株 式	69,905	資 本 金	334,304
出 資 金	30	資 本 剰 余 金	243,787
長 期 前 払 費 用	1,216	資 本 準 備 金	243,787
長 期 貸 付 金	662	利 益 剰 余 金	337,821
敷 金 及 び 保 証 金	29,135	そ の 他 利 益 剰 余 金	337,821
繰 延 税 金 資 産	24,902	繰 越 利 益 剰 余 金	337,821
そ の 他	8,554		
貸 倒 引 当 金	△500	純 資 産 合 計	915,912
資 産 合 計	1,459,079	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,459,079

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金	額						
営	業	収	益			2,921,835						
営	業	費	用			2,832,767						
営	業	利	益			89,068						
営	業	外	収	益								
	受	取	利	息	34							
	受	取	配	当	金	508						
	業	務	受	託	料	12,000						
	協	賛	金	収	入	1,681						
	そ		の	他	1,042	15,267						
営	業	外	費	用								
	支	払	利	息	889							
	上	場	関	連	費	用	7,048					
	株	式	交	付	費	4,594						
	そ		の	他	91	12,622						
経	常	利	益			91,713						
特	別	損	失									
	固	定	資	産	除	却	損	11,433				
	リ	一	ス	解	約	損	2,050	13,483				
税	引	前	当	期	純	利	益	78,229				
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	35,157
法	人	税	等	調	整	額	△4,149	31,008				
当	期	純	利	益			47,220					

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合	
				そ の 他	利 益 計 剰 余		
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計 合	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	231,264	140,747	140,747	290,600	290,600	662,611	662,611
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	103,040	103,040	103,040			206,080	206,080
当 期 純 利 益				47,220	47,220	47,220	47,220
当 期 変 動 額 合 計	103,040	103,040	103,040	47,220	47,220	253,300	253,300
当 期 末 残 高	334,304	243,787	243,787	337,821	337,821	915,912	915,912

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 崇 雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 崇雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2022年1月1日から2022年3月29日（第21回定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引き継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告としています。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「第22期監査等委員会監査方針・監査計画」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携し、情報の収集及び監査の環境整備に努め、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を求め、並びに子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役)	森 山	潔 ㊞
監査等委員 (社外取締役)	茂 木	勉 ㊞
監査等委員 (社外取締役)	橘 内	進 ㊞

(注) 1. 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の指名・報酬委員会及び監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、当社の指名・報酬委員会において、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	から 唐 津 敏 徳	取締役会長	再 任
2	いち のへ さとし 一 戸 敏	代表取締役社長	再 任
3	くり はら よし こ 栗 原 喜 子	社外取締役	再 任 社 外 独 立
4	わた なべ のり ひと 渡 邊 徳 人	社外取締役	再 任 社 外 独 立

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	から つ とし のり 唐 津 敏 徳 (1963年11月13日) 再 任	1986年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現・東京海上日 動火災保険株式会社）入社 1991年 7 月 南カリフォルニア大学 経営学修士コース派 遣 1992年 6 月 南カリフォルニア大学 経営学修士コース課 程修了 2012年 7 月 同社 内部監査部 参与 2013年 7 月 同社 内部監査部 主任監査役 2014年 4 月 同社 大分支店長 2018年 4 月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社転籍 九州支店長 2022年 4 月 当社 取締役会長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 唐津敏徳氏は、損害保険会社の支店長として、代理店経営の指導・支援をしていた豊富な経験や、損害保険会社のコンプライアンス・ガバナンス強化のため内部監査に従事していた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、代表取締役社長の上位職である取締役会長として、重要な業務執行の決定及び代表取締役社長・執行役員等の職務執行の監督を行い、取締役会の牽制・監督機能の強化に貢献するものと判断したためです。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	い ち のへ さとし 一 戸 敏 (1968年2月10日) 再任	1988年10月 公認会計士渡辺二郎会計事務所入所 1990年 7 月 税理士大矢靖税務事務所入所 1997年 2 月 有限会社サンインシュアランスデザイン設立 代表取締役 2001年 6 月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エーエージェント・インシュア ランス・グループ) 設立 代表取締役社長 (現 任) 2015年 2 月 マハロキャピタル株式会社 (現・株式会社 ザ・ファーストドア) 設立 代表取締役 (現 任) 2015年11月 Shinseiki Insurance Group,Inc. (現 ・ Agent America, Inc.) Director (現任) 2019年 9 月 株式会社保険ショップエーエージェント 代表取 締役社長 2020年12月 株式会社保険ショップエーエージェント 取締役 2021年 4 月 株式会社保険ショップエーエージェント 代表取 締役会長 (現任) <担当> 内部監査部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエーエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役	407,500株
【取締役候補者とした理由】 一戸敏氏は、当社の創業者であり、会計事務所・税務事務所で培った会計・財務の高い見識を活かし、 長年にわたりマーケットの拡大を図りながら、保険代理店の事業承継のビジネスモデルを確立し、 当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験 や実績を活かし、重要な業務執行の決定、コンプライアンス・ガバナンスの強化、執行役員等の職務 執行の監督に十分な役割を果たし、当社のさらなる企業価値向上に貢献するものと判断したため です。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	く り は ら よ し こ 栗 原 喜 子 (1978年5月25日) 再 任 社 外 独 立	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 金井法律事務所入所 2013年 4 月 篠崎総合法律事務所入所（現任） 2015年11月 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審 査委員（現任） 2021年 8 月 当社 社外取締役（現任） 2022年 4 月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2022年 4 月 第一東京弁護士会 常議員（現任） 2022年10月 第一東京弁護士会 広報・調査室 室長（現 任） （重要な兼職の状況） 篠崎総合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 第一東京弁護士会 常議員 第一東京弁護士会 広報・調査室 室長	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 栗原喜子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	わた なべ のり ひと 渡 邊 徳 人 (1968年3月2日) 再 任 社 外 独 立	1997年 5 月 税理士登録 1997年 6 月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 監査役 2001年11月 株式会社キューベルズシンク 監査役 (現任) 2002年 7 月 税理士法人渡邊国際会計事務所 (現・税理士法人渡邊リーゼンバーグ) 設立 2005年 7 月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 取締役 2006年 2 月 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 (現任) 2006年 9 月 株式会社サニーサイドアップ (現・株式会社サニーサイドアップグループ) 代表取締役副社長 (現任) 2012年 7 月 株式会社クムナムエンターテインメント代表取締役 (現任) 2013年12月 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 (現任) 2017年 7 月 株式会社フライパン 代表取締役会長 (現任) 2020年 3 月 株式会社ステディスタディ 代表取締役 (現任) 2021年11月 株式会社エアサイド 取締役 (現任) 2022年 3 月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 4 月 株式会社キャラット 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 税理士法人渡邊リーゼンバーグ 税理士	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗原喜子氏及び渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗原喜子氏は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年7カ月となります。
4. 渡邊徳人氏は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が取締役に選任され就任した場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏を名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 一戸敏氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ザ・ファーストドアが保有する株式数も含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役森山潔氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、当社の指名・報酬委員会での検討を経て、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
なが し ま よ し あき 長 島 芳 明 (1966年4月19日) 新任 社 外 独 立	1991年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社 2008年 4 月 同社東京本社編集局産業部次長 2010年 4 月 同社東京本社編集局ヴェリタス編集部次長 2013年 4 月 同社東京本社特別企画室 2015年 4 月 同社東京本社編集局産業部日経産業新聞副編集長 2018年 4 月 同社東京本社編集局商品部長 2020年 4 月 同社東京本社人材教育事業局次長 2022年 4 月 同社東京本社ライフ&キャリアビジネス 教育事業 ユニット（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長島芳明氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、日本経済新聞社において、長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行っており、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識と経験を有することから、これらの専門性、経験、見識を活かし、常勤の監査等委員として実効性の高い監査を行っていただけると判断したためであります。選任後は、こうした長年の経験・知見を活かし、経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待します。同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、豊富な知識・経験を有することから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長島芳明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、長島芳明氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、長島芳明氏の選任が承認された場合は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行い、同氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役会の構成及び取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の当社取締役会の構成は、下表のとおりとなります。

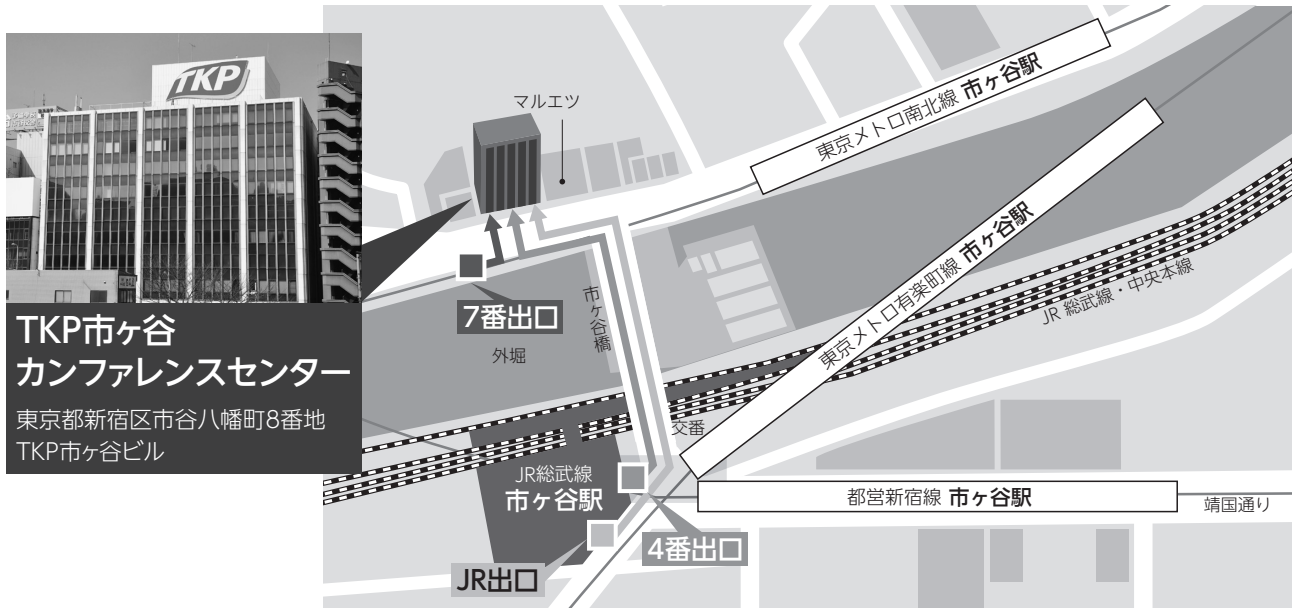
氏 名	地 位	社 外	独 立	ジェンダー	専 門 性							
					企 業 経 営	業 界 知 見	営 業	グローバル	法務コン プライアンス	財 務 会 計	人 事 労 務	
唐 津 敏 徳	取 締 役			男性	○	○	○	○				
一 戸 敏	取 締 役			男性	○	○	○	○		○	○	
栗 原 喜 子	取 締 役	○	○	女性		○			○			
渡 邊 徳 人	取 締 役	○	○	男性	○	○		○	○	○		
長 島 芳 明	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	男性				○	○	○	○	
茂 木 勉	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	男性		○			○			
橘 内 進	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	男性	○			○		○		

(注) 各取締役の有する主な専門性に○印を付けております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール6 B



交通 JR総武線

東京メトロ南北線

東京メトロ有楽町線

都営新宿線

市ヶ谷駅 JR出口より 徒歩2分

市ヶ谷駅 7番出口より 徒歩1分

市ヶ谷駅 4番出口より 徒歩2分